

# 広島市コインランドリー営業施設の衛生指導要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、コインランドリー営業施設に係る届出事項並びに構造設備、管理及び利用に関する基準を定めることにより、コインランドリー営業施設の衛生的な施設管理の確保及びその適正な利用の普及を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「コインランドリー営業」とは、硬貨等を投入することにより自動的に作動する洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（ただし、共同洗濯設備として、病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱において「営業者」とは、コインランドリー営業を営む者をいう。

3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインランドリー営業を営むために設ける施設をいう。

## (開設等の届出)

第3条 営業施設を開設しようとする者は、あらかじめ所定の届出書に次に掲げる書類を添付して、広島市保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出るものとする。

(1) 営業施設の平面図

(2) その他保健所長が必要と認める書類

2 営業者は、前項の規定により届け出た事項を変更したとき、又は営業施設を廃止したときは、所定の届出書を保健所長に提出するものとする。

## (構造設備の基準)

第4条 営業者は、営業施設の構造設備を利用者にとって衛生的で使いやすいものとするため、別表第1に掲げる基準に適合させるものとする。

## (衛生管理責任者)

第5条 営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとし、その氏名及び連絡先を、営業施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者でなければならない。

- 3 衛生管理責任者は、営業施設の衛生を確保するために必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、営業施設及び設備の利用上必要な事項並びに汚染防止等に関する事項について、適切な指導及び助言を行うものとする。

(有機溶剤管理者)

第6条 営業者は、有機溶剤を用いて洗濯する機械(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する営業施設については、各営業施設ごとに有機溶剤管理者を定めるものとし、その氏名及び連絡先を、営業施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 前項の有機溶剤管理者は、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識及び技能を有する者でなければならない。なお、前条各項に掲げる衛生管理責任者がこれを兼ねることを妨げない。
- 3 有機溶剤管理者は、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整え、洗濯機中の有機溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等、有機溶剤の管理に必要な業務を行うものとする。

(衛生上講ずべき措置)

第7条 営業者は、別表第2に掲げる衛生上講ずべき措置に従い、営業施設を適正に管理するものとする。

(利用方法等の周知)

第8条 営業者は、営業施設の利用方法について、別表第3に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者への周知を図るとともに、安全に利用できるように努めるものとする。

(利用者の役割)

第9条 利用者は、営業施設において、次に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) 営業者の掲示する事項を遵守すること。
- (2) 営業施設は、不特定多数のものが利用するものであることを認識し、清潔に保持すること。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この要綱第3条第2項の規定の適用にあつては、要綱施行前に、現に開設している営業施設の営業者は、第3条第1項により届け出たものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱別表第1に掲げる基準中8の(4)の規定は、この要綱の施行日以降に設置するドライクリーニング洗濯機について適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 別表第1 構造設備の基準

- 1 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- 3 営業施設は、採光、照明及び換気が十分行うことができる構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 5 床及び腰張りは、不浸透性材料を使用し、清掃及び排水が容易な構造であること。
- 6 流水式手洗設備を備えること。
- 7 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設は、次によること。
  - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
  - (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
  - (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所換気設備を備えること。この場合、排気設備の開口部は、周辺に悪臭等の影響を及ぼさないよう十分配慮した適正な位置に設けること。
  - (4) テトラクロロエチレンを使用する洗濯機には、洗濯機から排出する排液中の当該物質を適切に除去することができる排液処理装置及び脱臭時に排出する当該物質を回収するための活性炭吸着回収装置等を設置すること。
- 9 営業施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 10 営業施設内に、食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 11 営業施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

## 別表第2 衛生上構ずべき措置

- 1 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努めること。
- 2 営業施設内外は、排水が常に良好に行われるよう保持すること。
- 3 営業施設内のねずみ、昆虫等の防除に努めること。
- 4 営業施設内は、採光、照明及び換気を十分に行うこと。
- 5 洗濯機、乾燥機等は常に保守点検し、整備しておくこと。
- 6 洗濯機、乾燥機等の洗濯物が接触する部分及び利用者の手が接触する取手部分等は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜消毒を行うこと。
- 7 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には、60以上であることが望ましい。）。
- 8 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器等に保管すること。
- 9 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法に基づく水質基準に適合する水であること。）。
- 10 ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の処置を講じること。
  - (1) ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
  - (2) 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
  - (3) 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
  - (4) ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。
  - (5) 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。
  - (6) 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れたうえで、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その取扱いに十分留意すること。
  - (7) 洗濯物が十分乾燥するよう適正な温度及び時間設定を行うとともに、乾燥温度を常に点検して所定の温度維持に努めること。

### 別表第3 営業施設内の掲示事項

- 1 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法に関する事。
- 2 洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関する事。
- 3 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあっては、次の事項に関する事。
  - (1) 使用有機溶剤の種類
  - (2) 当該有機溶剤の人体に及ぼす影響
  - (3) 洗濯物の乾燥が十分行える適正な洗濯量
  - (4) 洗濯物の乾燥が不十分な場合の対処の方法
  - (5) その有機溶剤の取扱い上の留意事項
- 4 洗濯前後の手指の洗浄等に関する事。
- 5 施設及び設備の汚損防止に関する事。
- 6 感染性の疾病にかかった者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関する事。
- 7 おむつ、靴、ペットの衣類等の洗濯の禁止に関する事（いずれかを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合にあっては、専用機の使用法又は用途）。
- 8 その他施設の衛生保持及び安全確保のために、利用者に協力要請すべき事項に関する事。